

3月31日・4月7日の日曜日に 休日窓口を開設します

年度末や年度始めは、就職・転勤などで住所変更される方が多いことから、3月31日と4月7日の両日曜日に住民異動届などの手続きができるよう、休日窓口を開設します。

受付場所 役場1階 住民課・健康介護課(窓口)・税務課

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

- 取扱事務**
- 住民票の転入届、転出届、転居届
 - 印鑑登録の受付
 - 住民票の写し、戸籍謄本・抄本、印鑑証明書の交付
 - 戸籍の届出
 - マイナンバーカードの交付
 - 国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険の資格取得、喪失の受付
 - 福祉医療費受給者証申請の受付
 - 児童手当認定請求書の受付
 - 各種税務証明の交付



取り扱いできない事務

- ・旅券の申請や受取
- ・各種証明書の広域交付
- ・特別永住者に関する諸手続き

※住民基本台帳カードやマイナンバーカードを使用する手続き(転入届など)は、一部取り扱いできない場合がありますので事前にお問い合わせください。

※取扱事務の中でも、日曜日に休業している関係機関への問い合わせが必要な場合は、当日手続きができないことがあります。

問住民課 ☎388-1115

笠松町消防団 新入団員募集

共に郷土かさまつを守っていく団員を募集しています。

消防団に興味がある方、入団を希望する方はご連絡ください。

- 活動** 【非常時】 ◆火災現場での消火・警戒活動
◆災害時の救助・救出・搜索活動
- 【平常時】 ◆各種訓練(放水訓練など)
◆車両や機械器具の定期点検
◆防火啓発活動、夜間警戒

入団資格 町内在住・在勤の18歳以上の方

待遇 ◆団員報酬、出動手当を個人支給

【団員報酬】例) 団員:36,500円/年

【出動手当】災害出動:8,000円/日 訓練活動:2,000円/回

◆退団時、在職期間と階級に応じて退職報償金を支給

例) 5年勤務した団員 200,000円

◆活動中に負傷した場合の公務災害補償制度有り

問総務課 ☎388-1111